

令和 3年 4月 14日

武雄市長 小松 政 様

(武雄市議会議長経由)

会派名 日本共産党
代表者名 江原 一雄



政務活動費実績報告書

武雄市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり令和2年度政務活動費の実績を報告します。

交付年月日	令和 2年 4月 15日
文書番号	武市総第 38号
交付年度	令和 2 年 度
完了年月日	令和 3年 3月 31日
交付決定金額	100,000 円

令和 3年 4月 14日

武雄市議会議長 山口昌宏様

会派名

日本共産党

代表者名

江原一雄



収 支 報 告 書

武雄市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第6条の規定により、次のとおり令和2年度政務活動費の収支を報告します。

1 収 入

政務活動費

100,000 円

2 支 出

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	円	
研 修 費		
広 報 費	114,391	
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
計	114,391	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残 額

0 円

支 出 明 細 書

項 目	底報費				
金 額	114,391円				
摘 要	議会報告印刷代、折込料				
支出明細	種 別	単 価	数 量	金 額	
	印刷代	80.527円	/	80.527円	
	折込料	33,864		33,864	
		計			114,391
支出明細 (調査旅費用)	目 的	場 所	期 日	人 員	金 額
				人	円
		計			

政務活動費 領収書写し
《令和2年度分》

【科目】(いずれか1つに○をつける)

調査研究費 研修費 **広報費** 広聴費 要請・陳情活動費
会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

金額	80,527円
支払先	ラクスル
内容	印刷代

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

領収証 江原一雄様 No. _____

金額 80,527円

但 ネットプリント代金として
2021年2月3日 上記正に領収いたしました

内訳
 税抜金額
 消費税額(%)

CWF Creative Works Factory
 〒843-0151
 佐賀県武雄市若木町川古 6170-2
 諸石信義 電話 090-3044-6388

GR1417

セブン-イレブン
武雄上西山店
佐賀県武雄市武雄町武雄49-2

電話：0954-22-6548 ｼﾞﾝ#2

2021年02月03日(水) 09:43 貴071

セブン-イレブンが払込領収書

お客様控

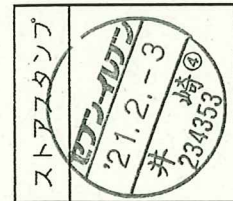
諸石 信義 様

¥80,527-

払込先名 ラクスル (GMOペイ
メントゲートウェイ)
お客様用連絡先
03-4577-9200, contact@raksul.com

払込票番号
7220-52356-1137

2021年02月03日



政務活動費 領収書写し
《令和2年度分》

【科目】(いずれか1つに○をつける)

調査研究費 研修費 **広報費** 広聴費 要請・陳情活動費
会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

金額	33,864	円
支払先	佐賀新聞サービスセンター	
内容	折込料	

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

領 収 書

№ 004409

武雄市市会議員 江原一雄様
総額 ¥ 33,864

令和2年2月22日

月日	内 容	サイズ	数 量	単 価	金 額	備 考
2/17	チラシ折込料			円	30,785	
	消費税				3,079	
	合 計				33,864	

上記のとおり領収いたしました。

印
紙

総合広告代理店
株式会社 佐賀新聞サービス

本社 〒849-0937 佐賀市鏡島2丁目301番
TEL0952-32-4848内 FAX0952-32-4914

西部支社 〒843-0001 武雄市朝日町大字日2347番地3
TEL0954-27-8130 FAX0954-27-8131

唐津営業所 〒847-0004 唐津市鏡母田字6前48番地
TEL・FAX0955-79-4820

鳥栖営業所 〒841-0051 鳥栖市元町1980-4
TEL0942-84-1010 FAX0942-84-1107

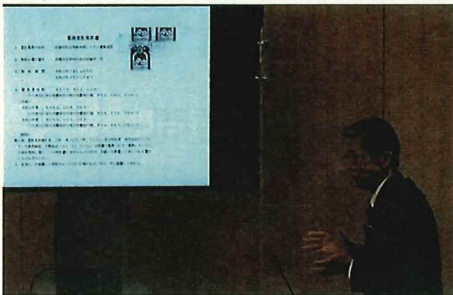
係 印
平尾

防災無線 なぜ武雄市だけが議会にかけないのか

隣接2市2町は「工事又は製造の請負」だから議会にかけている

武雄市民報

日本共産党武雄市委員会
武雄市議会議員 江原一雄
武雄市武雄町大字武雄4092-1
電話(23)14903
携帯090208464002
生相談はお気軽に相談ください



2020年12月9日一般質問する江原一雄議員

昨年3月定例議会に、令和2年度の予算に防災情報発信システム構築業務費として3億3540万7千円（全体事業費2カ年6億8690万7千円）が計上されました。市の説明では、市内1万8千世帯の内8割の1万5千世帯に防災放送戸別受信機設置の計画です。令和2年5月28日、議員に「優先交渉権者が決定しました」とのメール通知が送られてきました。そして、7月14日にK社と契約しましたとメール通知がきました。しかし、この間、議会への契約議案が提出されることなく業務が進められているのです。

資料①

武雄市防災情報発信システム構築業務公募型プロポーザル実施要領

- 目的
本要領は、武雄市（以下「市」という。）における防災情報発信システムを構築する事業者の公募の選定に備え必要な事項を定めるものとする。
- 公募の概要
（1）公募の名称
武雄市防災情報発信システム構築業務公募型プロポーザル（以下「公募」という。）
- 参加資格
（1）法人
（2）個人
（3）組合
- 参加手続きのスケジュール
（1）公募開始日：令和2年4月20日（月）
（2）公募受付（提出受付）：令和2年4月20日（日）から4月24日（金）17時まで
（3）開封日の公表（開封日時）：令和2年4月27日（月）
（4）参加資格等の受付：令和2年4月28日（火）から5月7日（水）17時まで
（5）応募書類の提出期限：令和2年4月28日（火）17時まで
（6）事前質疑受付：令和2年4月23日（金）
（7）選定結果の発表：令和2年5月18日（水）
（8）契約締結：令和2年5月18日（水）
（9）工事開始：令和2年5月下旬
（10）工事完了：令和2年6月上旬
（11）契約解除（仮契約）：令和2年6月上旬
（12）契約解除（本契約）：令和2年6月下旬（仮定議決案付）

資料②

武雄市防災情報発信システム構築業務仕様書

- 目的
武雄市防災情報発信システムは、災害時情報発信により、武雄市（以下「本市」という。）の住民に向けた緊急情報の発信を行うシステムを構築するものである。
- 構築概要
（1）構築場所
武雄市武雄町大字御所1地2地、0 武雄市新庄町内丸及び武雄市一戸
（2）構築するシステムの概要
別紙「武雄市防災情報発信システム構築業務 仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照する。
- 業務の範囲
本業務の範囲は、庁舎の4階にて整備する防災情報発信システム及び市内各所の戸別受信機設置工事とする。
- 戸別受信機設置工事
本業務で設置を行う戸別受信機の数は11,000台を予定する。ただし、全市に設置するものでなく、6割以上への設置のため、設置率の目安の可能性があるものとする。
- 契約
この契約の契約は、議会の議決を受けるため、議会の議決を得ない場合は本契約として成立しない。
また、戸別受信機の設置が捗る場合、本契約の契約変更を行う。

資料③

業務委託契約書

- 契約名称
武雄市防災情報発信システム構築業務
- 契約の相手方
武雄市御所内丸及び武雄市一戸
- 契約期間
令和2年7月14日から
令和4年3月31日まで
- 契約金額
¥57,842,000-
（うち別紙に定める見積書の金額 ¥52,582,920-）
内税
令和2年度 ¥30,208,500-
令和3年度 ¥26,910,300,500-
令和4年度 ¥26,910,300,500-
（うち別紙に定める見積書の金額 ¥24,463,960-）
- 業務内容
別紙仕様書の通り
- 契約保証金
¥57,842,000-

上記の契約書について、委託者と受託者は、各々の専任の責任において、前記の業務の遂行によって必要となる権利を行使し、債務を履行するものとする。
また、委託者が前記の業務を遂行している間は、受託者は、別紙の契約書に添付した事項を前記の業務を共同して実施するものとする。
この契約の履行は、専任の責任において、各々の専任の責任の上、各自1人で実施する。

令和2年7月14日
委託者 武雄市御所内丸及び武雄市一戸
代表者 小杉 敬
受託者 株式会社 ケーブルシステム
代表者 加藤 浩二

資料①は武雄市公募型プロポーザル実施要領。資料②は武雄市防災情報発信システム構築業務仕様書。資料③は年度総務常任委員会での課長の説明です。これらの資料には明確に傍線に示しているように「仮契約をして、議会の議決を必要としている」からとスケジュールが示されています。さらに課長の説明にもはつきりと説明されています。資料④にあるように、地方自治法と市条例の第2条は「議会の議決に付さなければならぬ」と契約は、予定価格1億5千万円以上の工事又は製造の請負とする」と決められています。ある区長さんたちも、そして市民感覚からも、「6億円もの市民の税金を使うのだから何であれ議会にかけての必

資料④

武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
平成18年3月1日
条例第48号

（趣旨）
第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する事項は、この条例の定めるところによる。
（議会の議決に付すべき契約）
第2条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。
（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）
第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売却（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売却とする。
附則
この条例は、平成18年3月1日から施行する。

資料⑤

建設工事請負契約書

- 工事名称
平成28年度（仮称）自治防災情報発信システム構築工事
- 工事場所
武雄市御所内丸及び武雄市一戸
- 工期
議決の日の翌日
平成 28年 11月 29日
- 請代金
¥17,000,000-
（3%割引にのりかえ見積及び地方消費税の額 ¥16,635,000-）
- 請代金の支払地
自治庁舎
- 請代金の保証金
なし

この契約書は、自治防衛部が平成28年度第9号議決により自治防衛部の議決を以て、地方自治法第96条第1項第8号の規定により自治防衛部の議決に付さなければならない契約として、自治防衛部の議決を経て成立したものである。
この契約の履行は、専任の責任において、各々の専任の責任の上、各自1人で実施する。

平成 28年 11月 27日
自治防衛部 部長 田島 隆
自治防衛部 課長 田島 隆
自治防衛部 課長 田島 隆
自治防衛部 課長 田島 隆

◆「核兵器の終わりの始まり」の日がきました。青い地球を次世代に（日本原水爆被害者団体協議会事務局長の木戸季市さん）◆
武雄市が嬉野市と肩を並べて日本非核自治体協議会に加盟（県内20自治体中2市）しながら、「非核平和宣言都市」の看板を撤去したままなのは寂しい。市内の被爆者団体からも看板設置を求める陳情があつて。武雄市からも日本政府に戦争被爆国として「核兵器禁止条約」に署名し、批准することを求めましょう。

資料④は、近隣自治体の白石町の「建設工事請負契約書」です。白石町では、H28年10月27日付きの「白石町緊急放送端末

近隣自治体もはつきり

資料⑤は、近隣自治体の白石町の「建設工事請負契約書」です。白石町では、H28年10月27日付きの「白石町緊急放送端末

住民訴訟を起こす

12月21日、江原市議を含む市民6人は、小松政市長を相手に「武雄市防災情報発信システム構築業務」契約は議会の承認が必要としており議決がされていない契約は「違法」として、契約の履行及び公金の差し止めを求めて住民訴訟を佐賀地方裁判所に提訴いたしました。

はばたき

1月22日「核兵器禁止条約」が発効され、人類史に明記される日となった。「ふたたび被爆者をつくるな」被爆者をはじめ、「核兵器のない世界」を求める世界の圧倒的多数の市民社会の共同した取り組みによる歴史的快挙◆おびただしい命とともに日常を根こそぎ奪い、のちの人生を狂わせた原爆。身を持って体験した被爆者や平和を願う人々は、その存在を断じて認めず、地球から悪魔の兵器をなくせと訴えてきた◆「核兵器の終わりの始まり」の日がきました。青い地球を次世代に（日本原水爆被害者団体協議会事務局長の木戸季市さん）◆
武雄市が嬉野市と肩を並べて日本非核自治体協議会に加盟（県内20自治体中2市）しながら、「非核平和宣言都市」の看板を撤去したままなのは寂しい。市内の被爆者団体からも看板設置を求める陳情があつて。武雄市からも日本政府に戦争被爆国として「核兵器禁止条約」に署名し、批准することを求めましょう。

特定の企業を優遇？

宿泊施設等の新設・改修支援補助金拡大

12月市議会に、小松市長は、宿泊施設の収容人数の増加や利便性の向上等のため、宿泊施設等の整備への支援を大幅に拡充するとし、「宿泊施設等整備奨励に関する条例」の改正案が提出され採決の結果、反対2名（江原、池田議員）で賛成多数で可決されました。

これまでは固定資産税の奨励金制度がありましたが、改正されたのは、固定資産税の免除や減免さらに、新設又は増設が対象となつて整備奨励金は限度1億円、雇用奨励金1人につき50万円、整備に伴う1千万以上の借入金利息

を3年間交付する利子補給金、操業支援補助金3年間上下水道、電気、ガス料金など5千万円限度と、まさに至れり尽くせりの優遇制度です。

運営会社が破綻した武雄センターホテルなど複数の休眠施設や、ホテル建設が予定されている用地もある。と新聞でも報道されていますが、それは、この条例が令和7年3月31日限り効力を失うと5年間の時限付き条例だから、特定の企業への恩恵ではないのかと江原議員は、反対討論で指摘しました。

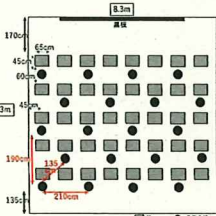
コロナ禍のもと 少人数学級を

—江原議員質問—

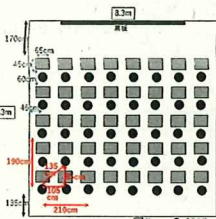
12月市議会一般質問で江原議員は、文部科学省が学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」の図①②を示して松尾教育長に実施を求めました。しかし、「少人数学級の実現を求める声は認識しているが、国の責任で実施され、動きを注視していきたい」との答弁でした。

現在、市内の全小・中学校で144クラスあります。その内30人を超えるクラスが20クラスもあります。特に御船が丘5、武雄1、朝日1、山内東2、山内西小5クラスです。中学校では武雄3、武雄北3、川登1、山内中1クラ

(参考) レベル3 (1クラス20人の例)



(参考) レベル1・2 (1クラス40人の例)



スとなつていのです。昨年、国は国民の声を推されて2021年度から25年度までに小学校で1クラス定数40人を35人に義務教育標準法の改正を表明しました。しかし、これでは、現在の武雄市内の小中学校の少人数学級の実現には程遠いようです。

国は、コロナ禍のもと、ただちに30人以下、そして、学級定数を20人にするべきです。

メシが食える大人を育てる

「独特の教育方法・花まる」は中止を

前市長の肝いりで導入された官民一体型学校づくりは、武雄市教育委員会が取り組んで、すべての市内の小中学校に導入されています。5年経過し、調査報告書ができましたので江原議員は、12月一般質問で取り上げました。

「独特の教育方法」を持つ花まる学習会の教育方法と武雄市教育委員会が目指しているのが一致したために連携が始まったと記されていますが、事の起りは、前市長による「政治が教育に介入」して開始

されたのです。報告書を読んでも「独特の教育方法」を取り入れる根拠は見つかりません。

この間、花まる学習会のために、教材費として保護者負担金を1人千円徴収されています。市の負担は3千円かかっているとの説明です。市の負担は他にも花まる会からの派遣費用年間2人か3人の人件費、車借上げ代、家賃代などです。

さらに、公民館事業の中で市が見ている地域支援員、はなまる支援員18人分など費用が投資されているのです。市は行政改革を言いますが、この花まる学校の取組みこそ直ちに取止めるべきです。



教育専門家は、「教育の目的は、子供一人一人の人格の完成、子供の肉体的成長全体です。それは認知能力だけでなく、自分への信頼、優しさや能力、人権感覚、芸術、スポーツなど極めて多様な個性的な世界です。さらに、教育の影響は、そこで勉強したことをすべて忘れてなお、その人の中に形成されると長期的なものと面もある」と指摘されています。教育とは、人格の完成をめざすものです。今回の調査報告書にあるように「独特の教育方法」と評価しているように、民間の教育方法である「花まる学習会」は民間でやればいいんです。学校現場には、もつと時間をさいた教育が求められているのです。

武雄市勤労者福祉会館3月で廃止・強行 市民には突然、その一方で、跡地を特定の団体に売却？

12月市議会定例会に「武雄市勤労者福祉会館の廃止条例」が提案されました。スクラップアンドビルド、壊して造るが如く、宿泊施設等整備には至れり尽くせりの小松市政のもと、「勤労者の福祉の向上を図るため設置されている勤労者福祉会館は昭和48年以來その使命を図るため運営されてきました。建物は年数経過で古くなるものですから、エアコン等修理するべきだと求めると聞く耳をもたない市政でした。その一方で跡地を特定の団体に売却が進んでいるとの話があるようです。だからでしょうか、市議会終了後、武雄市行政改革プランの担当課から「遊休資産の売却について」「公共施設等個別施設計画により廃止となる資産等」の追加、変更の報告がありました。驚きました。